

【周知文】

令和 6 年度処遇改善加算計画書について

医療法人社団 緑陽会
介護老人保健施設 ふぁみりい

- 1 対象事業所 介護老人保健施設 ふぁみりい
- 2 対象職員 正規職員、非正規職員 で 65 歳未満の者
- 3 改善期間 令和 6 年 7 月～令和 7 年 6 月
- 4 加算区分 新加算 I
- 5 改善方法及び金額

《処遇改善手当》

介護福祉士、介護職員（介護福祉士資格を有しない者）・・・月額 6,000～30,000 円

《特定処遇改善手当》

- ① 介護福祉士（勤続 10 年以上、勤続 3 年以上で前職経験通算 10 年以上、勤続 8 年以上でケアマネ資格保有者）、看護師・准看護師（勤続 10 年以上） ※週 3 日以上勤務者のみ

・・・月額 3,600～22,000 円

- ② 介護福祉士（①グループに該当しない者）、介護職員（介護福祉士資格を有しない者）
看護師・准看護師（勤続 10 年未満）

・・・月額 1,200～5,000 円

- ③ その他の職種（事務職員、栄養士、送迎運転手）

・・・月額 0～10,000 円

※その他の職員で年収 440 万円以上にあたる職員及びリハビリ職員は対象外とする。

《改善支援手当》

看護師・准看護師、介護福祉士、介護職員（介護福祉士資格を有しない者）、リハビリ職員、相談員、事務職員、栄養士、送迎運転手

・・・月額 2,000～8,500 円

改善加算額は利用者数により決定しますので、利用者が多ければ多いほど、職員への還元額は、勿論増加します。

6 キャリアパス要件

① キャリアパス要件Ⅰ

- イ) 職位、職責又は職務内容等に応じた任用の要件は「給与規程」に定める
- ロ) 職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系は「給与規程」に定める
- ハ) 「給与規程」を備え付けることで周知する。

② キャリアパス要件Ⅱ

- イ) 資格取得のための支援として、資格取得のための休暇の付与、研修受講料及び交通費を支給する。
- ロ) 「研修計画書」を掲示することで周知する。

③ キャリアパス要件Ⅲ

- イ) 昇給は毎年4月に行う。「人事評価」と「経験年数」に応じてなされる仕組みとする。
- ロ) 「給与規程」を施設内に備え付けることで周知する。

7 職場環境等要件

- ① 職場体験の受け入れの実施
- ② 仕事やメンタル面でのサポート担当（主任・リーダー）制度
- ③ 勤務時間短縮等の実施や短時間勤務制度の充実
- ④ 介護ロボットやリフト等の介護機器導入
- ⑤ 健康管理対策の実施（全職員対象の健康診断・ストレスチェックの実施）
- ⑥ タブレット端末やセンサー等の導入による業務量の縮減
- ⑦ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化で、個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や介護内容を改善